

第19号の内容

- ▼ 5月は消費者月間です
- ▼ 「こちらレクモニ消費生活センター」ON AIR中！
- ▼ 消費者月間事業「消費生活フェスタ」のご案内
- ▼ 多重債務者無料相談会のご案内
- ▼ 22年度上半期消費生活センター開催講座予定
- ▼ 県内相談窓口のご案内

5月は消費者月間です

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となり、消費者問題に関する様々な取り組みを全国で行っています。今年のテーマは、

「守ろうよ、みんなを！～なくそう！高齢者の消費者被害～」

高齢者をねらった悪質な事業者による被害は後を絶ちません。さらに「消費者被害にあってもどこへも相談していない人」の割合は高齢者ではより高くなっています。高齢者の消費者被害を防ぐためには、被害に遭わないように高齢者ご自身に注意していただくとともに、ご家族や周囲の方の見守りが必要です。「見慣れない商品が大量に置いてある」など気になることがありましたら、下記までご相談ください。

滋賀県消費生活センター **0749-23-0999**

消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを！
0570-064-370

☆新番組スタート☆

「こちらレクモニ消費生活センター」 ON AIR中！

エフエム滋賀 LSM(レークサイドモーニング)77.0MHz

放送時間:毎月第2木曜日 9:35～

誰もが日常生活で遭遇する「消費生活問題」について、パーソナリティが簡単なクイズを出題し、みなさんと一緒に考えていただくというコーナーです。 正解者の方には粗品をプレゼント♪



消費者月間事業 「消費生活フェスタ」

日時：平成22年5月29日（土）午前11時～午後3時30分
会場：ビバシティ彦根

消費生活相談窓口



消費生活無料相談会（会場：2階研修室1）

弁護士、司法書士による消費生活無料相談会（1人30分）
時間：午前11時～午後3時まで 先着16名

予約・お問い合わせ：滋賀県 県民生活課（077-528-3412）まで

「食」に関する講演会（会場：2階ビバシティホール、定員：50名）

第1部 平和堂における「食」の取り組み

時間：午後1時30分～午後2時まで

講師：(株)平和堂 CS推進部品質管理室 室長 田中 康司 さん



第2部 消費生活から見た「食」

～食品の安全安心を考える～

時間：午後2時～午後3時30分まで

講師：(独)農林水産消費安全技術センター神戸センター
消費安全情報課 主任調査官 岩重 聖一郎 さん

予約・お問い合わせ：滋賀県 県民生活課（077-528-3412）まで

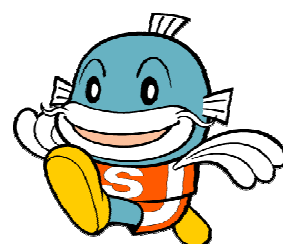
メインステージのイベント（1階センターフラザ）

- ・午前11時～ ゆるきゃらとの写真撮影
- ・午前11時20分～ 消費生活グループ発表
「その契約大丈夫？」
長浜市消費問題研究会余呉支部
- ・午前12時00分～ ラジオ中継、クイズ大会（景品あり！）
みんなであたおう！消費生活テーマソング
- ・午後2時20分～ 滋賀県警察音楽隊演奏
「振り込め詐欺防止啓発ソング」他

（注：今後、内容が一部変更される場合があります）

★消費生活に関するパネル展示もあります★

キャプフィーや、ゆるきゃらの仲間
たちも応援にくるよ！！
家族みんなでフェスタにきてね♪





今年度より**毎月第1土曜日**に開催
10:00~13:00 定員6名

多重債務者無料相談会

日 時	会 場
5月1日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
6月5日(土)	近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市鷹飼町南4丁目)
7月3日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
8月7日(土)	滋賀弁護士会館(大津市梅林1丁目)
9月4日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)

相談方法 弁護士・司法書士が、面接にて相談をお受けします。(1件 1時間)

完全予約制(先着順)

相談無料

秘密厳守

○予約受付 滋賀県 県民生活課 消費生活担当

電話：077-528-3412

(主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)

○近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：6月8日(火) 会場 大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課(077-522-3765)



消費生活センター講座等一覧

月	日	テーマ	講師
5月	29日	<消費者月間事業「消費生活フェスタ」にて> 消費生活から見た「食」 ～食品の安全安心を考える～	(独)農林水産消費安全技術センター 神戸センター 消費安全情報課 岩重 聖一郎 氏
6月	29日	生活設計における保険の役割	牧 伸英 氏(社労士、ファイナンシャルプランナー)
8月 親子 体験 セミナー	6日	食品添加物に関すること	三栄源エフ・エフ・アイ(株)派遣講師
	9日	飲み物の糖分を測ってみよう	彦根保健所、消費生活センター職員
	10日	手づくり乾電池教室	(社)電池工業会派遣講師

※下半期分および日程等未定の講座につきましては、決まり次第お知らせします。

滋賀県内消費生活相談窓口一覧

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。



相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県庁県民文化生活部県民生活課	大津市京町4-1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津4丁目1-1明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市生活安心課	草津市草津3丁目13-30	077-561-2353
守山市市民生活課	守山市吉身2-5-22	077-582-1148
長浜市環境保全課	長浜市高田町12-34	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市生活環境課	彦根市元町4-2	0749-22-1411 内線173
栗東市生活環境課	栗東市安養寺1-13-33	077-551-0115
甲賀市生活環境課	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市総務課	湖南市中央1-1	0748-71-2360
野洲市市民生活相談室	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市生活相談課	高島市新旭町北畑565	0740-25-8125
米原市米原市民自治センター自治振興課	米原市下多良3-3	0749-52-8088
日野町住民課	日野町河原1-1	0748-52-6578
竜王町生活安全課	竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛荘町愛知川72	0749-42-7680

「くらしのかわら版」第19号（平成22年5月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成22年8月上旬に発行予定です。

第20号の内容



- ▼ 貸金業法が大きく変わりました！
- ▼ 多重債務者相談窓口ご案内
- ▼ 22年度下半期消費生活センター開催講座予定
- ▼ 平成21年度の消費生活相談状況
- ▼ 平成22年国勢調査のお知らせ

貸金業法が大きく変わりました！

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となったことから、これを解決するため、平成18年に従来の法律が抜本的に改正されました。借りすぎ・貸しすぎを防ぐことを目的として、平成22年6月18日に完全施行されました。

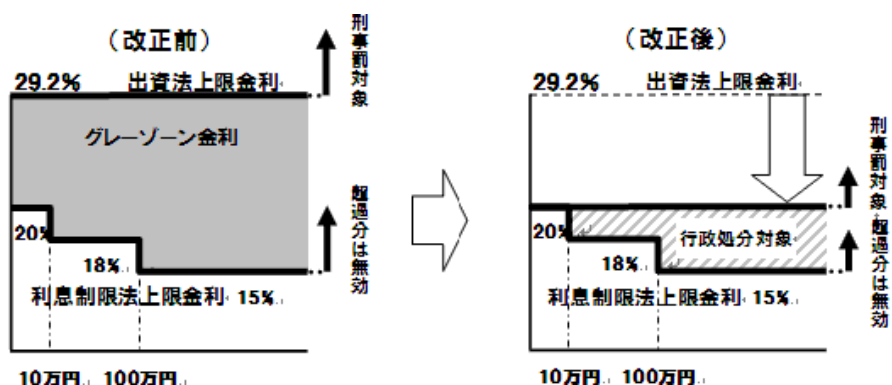
(法律の詳細内容は金融庁ウェブサイトで <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>)

ポイント① 借入総額は「年収の3分1」まで

借入残高（数社からの借入がある場合はその合計）が**年収の3分の1**を超える場合は、**新規の借入はできなくなりました**。また、**借入の際、基本的に「年収を証明する書類」が必要となります**。専業主婦（主夫）の場合は、配偶者の年収を証明する書類や同意書が必要となります。

ポイント② 上限金利の引下げ 29.2%→15~20%へ

これまで、貸金業者の場合、出資法上の上限金利29.2%と利息制限法上の上限金利(貸付額に応じ15%~20%)の間の金利帯でも、一定の要件を満たすと有効（いわゆるグレーゾーン金利）となっていました。



今回の改正により出資法上の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されました。これにより、上限金利は利息制限法で定

められた水準となり、この**上限金利を超える金利帯での貸付は民事上無効で、行政処分の対象となります。**出資法上の**上限金利を超える金利帯での貸付は刑事罰の対象です。**

ちょっと待って！ 多重債務に陥らないために 借金をする前に、次のことを確認しましょう

①本当に借る必要がありますか？

安易に借りたことがきっかけで、借金を重ね、返済できなくなることがあります。「カードローン」「クレジット」「キャッシング」などもすべて借金です。

②いくら借りようとしていますか？

借りられる限度額ではなく、本当に必要最小限の金額にするべきです。「借りる金額+利息」を返済しなければならないことを考えましょう！

③借りた後、きちんと返せますか？

月々のあなたの収入から生活費など必要な経費を引いた額と比べてみてください。「リボ払い」の場合、月々の返済額は少なくても、期間が長く、返済総額は多くなります。



④借りようとしている業者は大丈夫ですか？

貸金業者は、財務局もしくは知事の登録を受ける必要があります。“ヤミ金業者”は無登録で登録業者を偽っている場合があるので注意してください。

⑤返済に困ったらどうしますか？

借金返済のために借金をすると、さらに返済に苦しむことになります。

解決しない借金問題はありません。ぜひお早めに相談を！

◆借金の返済に困った時、どうしたらいいかわからない時、どこに相談したらいいか知りたい時

→すぐにお住まいの市役所・町役場に相談してください！

または滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

多重債務110番 0749-23-1181まで

消費生活相談窓口



◆法的な借金の整理をしたい時

→専門家の無料相談をご利用ください。

滋賀弁護士会 077-522-3238

滋賀県司法書士会 077-527-5545 (大津会場)

077-527-5576 (彦根会場)



◆ヤミ金からお金を借りてしまった時、法外な金利を請求された時、嫌がらせを受けた時

→すぐに各警察署や警察県民センター077-525-0110 または #9110 に相談してください。 **ヤミ金は犯罪です！絶対に借りてはいけません！**



多重債務者無料相談会

毎月第1土曜日

10:00~13:00 定員6名

日 時	会 場
10月2日(土)	近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市鷹飼町南4丁目)
11月6日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
12月4日(土)	滋賀弁護士会館(大津市梅林1丁目)
1月8日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
2月5日(土)	近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市鷹飼町南4丁目)
3月5日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)

相談方法 弁護士・司法書士が、面接にて相談をお受けします。(1件 1時間)

完全予約制(先着順)

相談無料

秘密厳守

○予約受付 滋賀県 県民生活課 消費生活担当
 電話：077-528-3412
 (主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)



○近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：9月27日(月) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課(077-522-3765)

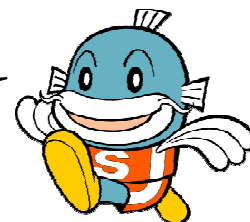


消費生活センター講座(平成22年度下半期分)

月	日	テーマ	講師
11月	11日	消費者被害の現状 ～見守りが必要な人の被害～	弁護士 佐口 裕之氏 ＜県甲賀総合庁舎で実施＞
12月	9日	食の安全からみた地産地消について	今西 昌子氏 (JA近江富士おうみんち)
1月	27日	消費者被害の現状 ～見守りが必要な人の被害～	弁護士 佐口 裕之氏 ＜県消費生活センターで実施＞
2月	15日	ケータイ安全教室(シニア編)	NTTドコモ派遣講師

※ 11月11日と1月27日は同じ内容で実施します

みなさんのご参加
お待ちしております！





平成21年度の消費生活相談状況

平成21年度に県内の消費生活窓口で受け付けた相談受付件数は、14,054件で、対前年比101.9%とやや増加しています。相談の上位3品目は3年間変わらず、第1位はデジタルコンテンツ（サイトの不当請求に関するトラブルなど）、第2位はフリーローン・サラ金（多重債務に関する相談など）、第3位は商品一般（架空請求ハガキの相談など）でした。また、**高齢者が被害にあうトラブルが増加しています。**

（詳細は当センターHPに掲載しています<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>）

相談事例①・・・デジタルコンテンツ

無料期間中に退会処理がされていないので登録料金が未払いとなっていると、登録した覚えのない情報サイトの請求メールが届いた。メールが届いた翌日の正午までに連絡しないと身辺調査をして、自宅や勤務先に回収業者が集金に行くとか訴訟を起こすと記されている。どうしたらよいか。

相談事例②・・・フリーローン・サラ金

総額500万円の借金があり、「低金利で融資可能」というサイトを見て業者に連絡をしてしまった。すると、審査が通らないどころか「まず債務整理をする方がよい、安く整理してくれるところを紹介するからそちらへ連絡するように」と言われた。話すうちに不審に思い、電話を切ったが、しつこく連絡が来るので不安

相談事例③・・・高齢者のトラブル

近所の仮設店舗でいろいろな品を100円で売っていると誘われて出向いた80歳代の父が、30万円もするめがねの契約をしてしまった。父は認知症気味で、普段、めがねは使っておらず必要がない。解約できないか



自分だけはトラブルに巻き込まれない！」とは言い切れない状況です。
男女を問わず、年代を問わず、あの手この手で誘いがあります。
くれぐれもご用心ください。
困ったときは、センターまたはお近くの相談窓口へご相談ください。
滋賀県消費生活センター 0749-23-0999まで



国勢調査

平成22年10月1日

ご協力よろしく申し上げます

「くらしのかわら版」第20号（平成22年9月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成22年11月上旬に発行予定です。



第21号の内容

- ▼ 高齢者を狙う悪質商法
- ▼ 高齢者の消費者トラブルを防ぐために
- ▼ 見守りに役立つツールのご案内
- ▼ 大丈夫ですか？おたくの給湯器
- ▼ 多重債務者無料相談会のご案内
- ▼ 今後開催予定の講座のご案内

高齢者をねらう悪質商法

全国の消費生活相談窓口には、毎日高齢者を狙った消費者トラブルが数多く寄せられています。その数は年々増加し、高額な被害の相談も相次いでいます。

SF(催眠)商法

くじやチラシ、日用品の大安売りなどの名目で人を集め、閉じこめて密室状態にし、無料配付や早いもの勝ちの格安販売といった方法で、巧みに熱狂的な雰囲気を作り出し、高額な商品売りつけます。



➡ * 目的がはっきりしない場所へは近づかないようにしましょう。

* まわりの雰囲気に惑わされないようにしましょう。

* もし欲しいと思っても、その場で契約せずに、家族やまわりの人と相談してから慎重に契約するようにしましょう。

送りつけ商法、ネガティブオプション

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして代金を一方的に請求します。

➡ * 身に覚えがなければ受け取らないようにしましょう

* 家族が頼んだのかも？と思っても確認できるまではお金を支払わないようにしましょう。



利殖商法

「値上がりするのは確実」、「元本保証・安全有利」、「高配当が得られる」、「必ずもうかる」などと、投資や出資等を勧誘し、金銭を受け取ります。契約後、業者と連絡がとれなくなることもあります。

また、悪質商法被害にあった消費者に、勧誘とは別会社を名乗り「損を取り戻す」「高値で買い取る」などの口実で近づき、さらに契約を結ばせることもあります



→ *不審な業者の、訪問にも電話にも対応しないでください。

*うまい話を簡単に信用せずに、よく考えて慎重に対応しましょう。

*不審な業者を家に入れてはいけません。また、業者が帰らない時は、「警察に連絡する」など毅然とした態度をとみましょう。

※未公開株、イラク通貨やスーダン通貨など換金性の乏しい外国通貨の取引によるトラブルが発生しています。ご注意ください！

点検商法

「無料で点検」などと言って業者が家庭を訪問して、あたかも正規の点検の振りをしながら不安感をあおり、不当に高額な金額で契約させます。

→ *あわてて契約せず、ほかの事業者からも見積をとみましょう。



高齢者の消費者トラブルを防ぐために

悪質業者は高齢者を狙っています。高齢者の消費者トラブルには次のような特徴があります。

特徴① だまされたことに気づきにくい

「私はだまされたことがない」と言う方も、話をしていくと高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった若い販売員を慕って契約するケースもあります。疑うことを前提としない高齢者の中には、まさか自分がだまされているとは思わないことも多いのです。

特徴② 被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと自覚している方でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。被害にあったことを恥ずかしく思い、迷惑をかけたくない、だまされた自分が悪いと自らを責める方もいます。また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで不安をあおったり、「誰にも言うてはいけない」と口止めをするケースもあります。



まわりにこのような方はいませんか？

このような高齢者を狙って、次々と「カモ」にする悪質業者もいます。

消費者トラブルを食い止めるためには、高齢者と日常的に接している身近な方々が、まず変化に気づき、相談機関につなぐことが重要になってきます。

まわりの方々の見守りが、高齢者の消費者トラブルを防ぎます。




困ったときはご相談ください！

滋賀県消費生活センター

0749-23-0999

見守りに役立つツールのご案内

ツール名	内容、入手等の方法、お問い合わせ先
消費者講座 「消費者被害の現状～見守りが必要な人の消費者被害」 平成23年1月27日(木)開催	11月11日(木)に甲賀合同庁舎で開催した講座に参加いただいた方からは、 <u>とても役に立つ内容だったとの感想が多数寄せられました！</u> 1月に滋賀県消費生活センター(彦根)で同内容で開催しますのでぜひご参加ください！
 高齢者・障がい者、子どもを支える方へ 見守り情報	国民生活センターが配信している、消費者被害から高齢者、障がい者、子どもを守る最新情報です。国民生活センターのホームページ(http://www.kokusen.go.jp/)からアクセスできます。メールアドレスの登録をすると、月2回程度メールが届きます。
その他、消費生活センターではリーフレットの配付やビデオ・DVDの貸出も行っていますので、入手希望の方はセンターまでお問い合わせください。(TEL:0749-27-2234)	
★リーフレット(配付) ・「悪質業者の視点」(高齢者、一般向) ・「高齢者の消費者トラブル見守りが1冊」(民生委員、ヘルパー、ケアマネジャー向) など	
★ビデオ・DVD(貸出・1週間以内、センターのホームページにリストを掲載しています。) ・「青空球児・好児のお年寄り安全生活術 だまされるな!振り込め詐欺・悪徳商法」(ビデオ、DVD) ・「悪質業者の視点」(DVD) ・「老後の金は渡さん」(ビデオ) など	



大丈夫ですか？おたくの給湯器

冬場に向かい、事故が増える恐れがあります。

「嫌な臭いがする」「ガスの炎が赤みを帯びる」「湯の沸きが悪い」

「すすけた所がある」「使用中にたびたび火が消える」・・・等々、

不具合があったらすぐ使用をやめて専門家の点検を

受けましょう。 外に置いてあるものにも目くばり気配りを！





多重債務者相談強化キャンペーン2010

多重債務者無料相談会

相談時間
午前10時～午後4時

日 時	会 場
12月 1日 (水)	滋賀県南部合同庁舎4A会議室 (草津市草津3丁目)
12月 4日 (土)	滋賀弁護士会館 (大津市梅林1丁目)
12月11日 (土)	滋賀県消費生活センター (彦根市元町4-1)
12月12日 (日)	滋賀県消費生活センター (彦根市元町4-1)

相談方法 弁護士・司法書士が、面接にて相談をお受けします。(1件 1時間)

12月12日(日) 午前中に中小企業経営者優先枠を設けます

完全予約制(先着順)

相談無料

秘密厳守

○予約受付 滋賀県 県民生活課 消費生活担当
電話：077-528-3412
(主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)



○近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：12月7日(火) 会場：大津財務事務所 (大津市御陵町3-5)
予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課 (077-522-3765)

今後開催予定の講座のご案内 (会場:滋賀県消費生活センター)

- ◆12月9日(木) 午後2時～3時30分 **受講者募集中!**
「食の安全からからみた地産地消～大人気♪おうみんちのバイキングレストランの取り組みから～」 講師：今西昌子さん (JAおうみ富士ファーマーズ・マーケット リーダー)
- ◆1月27日(木) 午後1時30分～午後3時30分
「消費者被害の現状～見守りが必要な人の消費者被害～」 講師：佐口裕之さん (弁護士)
- ◆2月15日(火) 午後2時～3時30分
「ケータイ安全教室(シニア編) 講師：NTTドコモ派遣講師

「くらしのかわら版」第21号(平成22年11月発行)

滋賀県消費生活センター

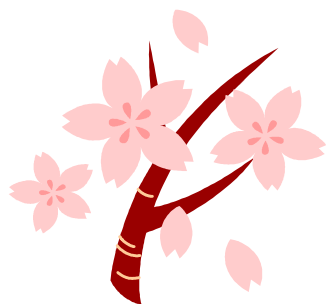
〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成23年2月上旬に発行予定です。



第22号の内容

- ▼ 「子どもを事故から守る！プロジェクト」
- ▼ もうけ話にご用心！
- ▼ 近畿財務局多重債務巡回相談のお知らせ
- ▼ 食の講演会のお知らせ
- ▼ 貸出ビデオのご案内

「子どもを事故から守る！プロジェクト」

子どもは、親や周りの大人にとって思いがけない行動や反応をすることで、様々な「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。そこで、消費者庁では、子育て世代の保護者に積極的に情報提供するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」として、下記のとおり携帯サイト等を開設しました。



◆「子ども安全メール from 消費者庁」

子どもの事故の豆知識的な情報を伝えるメール配信サービス。原則週1回木曜日に配信。

🌸 2010年12月16日 配信 Vol.14 🌸 から

【大人のあなたが加害者？ ～パワーウインドの事故～】

子どもの指などがパワーウインドに挟まれる事故。子どもの指の切断に至った大変なケースもあります。

実は、意外にも、このような事故のほとんどが、大人が操作して起きているのです。

特に、運転席の大人が、後部座席の窓を操作して事故に至るケースが多くなっています。

運転中は、後部座席を直接見ることは危険ですが、操作前に「窓を閉めるよ」「危ないから窓に近づかないで」と一声かけるだけで、多くの事故が防げます。

また、チャイルドシートを使っていれば、幼児の手は窓の上端に簡単には届きません。チャイルドシートの使用は5歳児までは義務。必ずご使用ください。



そして、子どもが自分で操作しないように、ロック機能も使ってください。

あなたが加害者にならないように、《一声》と《チャイルドシート》お忘れなく！

◆携帯サイト

消費者庁の携帯サイトから「子どもを事故から守る！プロジェクト」に進むと、



- ★「安全チェックリスト」・・・クイズ形式で子どもの安全をチェック
 - ★「ワンポイントアドバイス」・・・子どもの年齢ごとに注意すべき点をアドバイス
 - ★「あなたのお子さんは安全？」・・・起こりやすい事故とその対処法の紹介
 - ★「子ども安全メール登録」 （過去に配信済みのメールも見られます。）
- が掲載されています。手軽にお役に立つ情報が入手できますので、ぜひみなさんも登録しましょう。

○携帯サイト → <http://www.caa.go.jp/m/>

消費者庁

携帯サイト

QRコード



○パソコン用ホームページ → <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

もうけ話にご用心！



「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで**未公開株**の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。ほかにも、**私募社債**や**ファンド**、イラクディナール、スーダンポンドなどを買っておけば、今に値上がりするという**外国通貨**（実際には国内では換金困難）、水資源は大切と説き**水資源の権利**を勧誘する等々です。

◆◆こんなふうに勧められます！◆◆

複数の業者が登場する

A社が電話で「上場間近」などと勧誘した後、B社が電話をかけてきて「その株は値上がり確実、買い取りたい」と言う。A社と契約後、B社に連絡しても連絡がつかなくなっている。複数の人物が共謀する「劇場型」の手口が増えています。



被害の回復をうたう

未公開株を購入したことがある人に、「過去に購入した未公開株を買い取って被害回復をしてあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の未公開株などの購入を求めますが、購入代金を払っても買い取りされないなど、二次被害が拡大してしまいます。

金融庁などの公的機関をかたる

消費者庁や消費生活センター、金融庁などの公的機関を装って、「未公開株の被害の調査をしている」などと電話があり、「実は〇〇社の未公開株の勧誘を受けたのですが・・・」と話すと「〇〇社なら大丈夫」と安心させる手口です。

◆◇被害に遭わないための注意点◆◇

- ・不特定多数の人に未公開株や私募社債などの取引を勧誘することは、通常考えにくいものです。**電話での勧誘などには、すぐに応じないこと。**少しでも不審な点がある場合は、取引しないようにしましょう。
- ・「値上がり確実」などと言われても保証されるものではありません。**もうけ話を安易に信じてはいけません。**
- ・特に高齢者を中心にトラブルが発生しています。周囲の人たちは普段から注意をし、問題が起こったときは相談機関の窓口へ連絡してください。



◆◇困ったときは◆◇

- ・不審な勧誘を受けたときには、**消費生活センターや金融庁などの相談窓口**に情報を提供ください。被害に遭っていない場合でも、皆さんからの情報提供が、新たな被害の防止につながります。
- ・未公開株などを購入した後に、**被害にあったことに気づいた場合は、最寄りの警察に相談**してください。



滋賀県消費生活センター

0749-23-0999

金融庁・金融サービス利用者相談室

0570-016-811

近畿財務局多重債務巡回相談

相談費用無料

日時：3月24日（木） 会場：大津財務事務所（大津市御陵町3-5）

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課（077-522-3765）



食の講演会

食品表示・食品添加物・遺伝子組み換え食品 気になる食品のあれこれ

◇日時：平成23年3月17日（木） 14:00～15:30

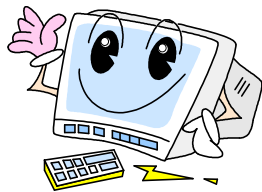
◇会場：ピアザ淡海 大会議室（大津市におの浜1丁目1-20）

◇講師：至学館大学栄養科学科教授 小塚 諭（こづか さとし）さん

◇定員：100名 ◇参加料：無料

☆食の安全に関することについて事例をあげてわかりやすくお話しいたします。

予約・お問い合わせ：滋賀県 県民生活課（077-528-3412）まで



貸出ビデオのご案内

消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っています。おすすめのビデオを紹介しますので地域での学習会や集いにご活用ください。貸出のお問い合わせは、消費生活センター 0749-27-2234 までどうぞ。

◆◇おすすめビデオの紹介◆◇

○悪質業者の視点（高齢者向け DVD24分）

“だます側”の視点を盛り込み、悪質業者の手口をリアルな再現ドラマで紹介。途中で選択肢の出題があり、学習会にピッタリの内容です。

○しまった！こまった！だまされた！（若者向け DVD25分） **今年度人気NO.1**

親しみやすいアニメーションで、ネットオークション、マルチ商法を例に、契約トラブルの回避方法と対処方法を学習いただけます。授業や新入社員研修にオススメです。

○ケータイ・ネット社会の落とし穴（小中学生向け DVD25分 3枚組）

ケータイを持つ前に、まず便利さの裏に潜む危険性を知っておきましょう。

◆◇今年度の新規購入ビデオ◆◇

●東京都消費生活総合センター作成

○断るチカラの磨き方（知的障害や発達障害のある方向け DVD 本編21分 練習6分）

○ネットのトラブル、フルフル！（中学生向け＜アニメ＞ DVD19分）

○悪質商法捕物帖（高齢者とその周りの人向け DVD24分） ほか

●NHK新家庭科ベストセレクション

消費生活とトラブル防止／環境と共生する暮らし／朝食と生活習慣の科学／日本の住居

（全4本、DVD各20分）

☆ビデオはこのほかにも各種そろえていますので、どうぞご活用ください。

☆貸出ビデオのリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「消費者学習支援」(<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>)に掲載しています。

「くらしのかわら版」第22号（平成23年3月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> （パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> （携帯端末）



次号は、平成23年5月上旬に発行予定です。